



ポチっと通販のトラブル回避術

1 お試しか 定期購入か よく確認を！

販売サイトで「初回100円」「初回送料のみ」の文字が目立っていても、離れたところに小さく「定期購入が条件」などの表示があり、思っていたより高額な請求を受ける。2回目以降の支払いが高額なことも！



2 契約前に 親に 相談しよう

未成年なのに「成人である」とか、親（保護者）の同意がないのに「同意を得ている」とうそをついて申し込まない。利用規約を見ないで「同意する」などのチェックボックスにチェックしない。



3 解約・返品 の条件を しっかり確認

「解約は電話のみ」「いつでも解約可能」などと書かれていても電話がつかないことも。解約や返品の商品の表示がなければ商品が届いて8日間は送料負担で返品できる。なお、通信販売には、クーリング・オフはない。



4 商品をどのような 販売条件で購入したのか 契約内容を記録しよう

販売サイトの表示や申込みの最終確認画面など、契約内容がわかるものはスクリーンショットを撮る。業者とのやり取り（電話の履歴やメモ、メール、SNS）も併せて保存しておく。

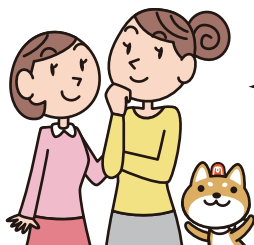


最終確認画面には、取引における基本的な事項が表示されています。誤認させる表示により申込みをした消費者は契約を取り消せる可能性があります。

トラブルになったら、消費生活センター188に相談！

トラブル防止のため、未成年の子どもに届く宅配物に気を配りましょう。トラブルにあったら、解約の申し出の手助けや消費生活センターへの相談などをしっかりサポートすることが重要です。

保護者の方へ



2022年4月1日に成年年齢が18歳に引き下げられました。18歳になってから結んだ契約は未成年者取消ができません。なお、未成年なのに「成人である」「親の同意を得ている」と偽って申し込んだ契約は取り消せないことがあります。

困った時は、
消費者ホットライン

い や や
☎188にご相談を！
最寄りの相談窓口
電話につながります

お住まいの自治体の相談窓口